

山梨県公報

第二千四百八十四号

平成二十七年

二月十二日

木曜日

目次

- 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録……………七七
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(五件)……………七七
- 土地改良区役員の内任……………八二
- 換地処分の実施(二件)……………八二
- その他……………八二
- 裁決手続の開始(三件)……………八二

公 告

●社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録
 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次の者を登録特定行為事業者として登録したので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八の規定により公示する。
 平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横内 正明

氏名又は名称	住 所	事 業 所		登録年月日
		名 称	所 在 地	
株式会社フ アミリー	山梨県笛吹市石和 町八田百八番地一	シヨートステ イフアミリー 石和	山梨県笛吹市石和 町八田百八番地一	平成二十六年 三月五日
あおぞら株 式会社	山梨県南アルプス 市山寺九百番地六	あおぞらヘル パーステーシ ョン	山梨県南アルプス 市飯野三千四百五 十六番地一	平成二十六年 四月一日

医療法人笹 本会	山梨県甲府市古上 条町四百四十六番 地	指定おおくに 定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護ステ ーション	山梨県甲府市大里 町五千三百十五番 地	平成二十六年 九月一日
山梨県教育 委員会	山梨県甲府市丸の 内一丁目六番一号	山梨県立あけ ほの支援学校	山梨県韮崎市旭町 上條南割三千二百 五十一番地一	平成二十六年 十月一日
山梨県教育 委員会	山梨県甲府市丸の 内一丁目六番一号	山梨県立やま びこ支援学校	山梨県大月市富浜 町宮谷千四百九十 七番地	平成二十六年 十月二十七日
株式会社や さしい手甲 府	山梨県甲府市上石 田一丁目七番十四 号	やさしい手甲 府西事業所	山梨県甲府市上石 田一丁目七番十四 号	平成二十七年 一月一日
株式会社ア ンジュエト ワル	神奈川県川崎市川 崎区浜町二丁目六 番五号	ヘレーネケア 甲府東事業所	山梨県甲府市横根 町千七百七十一番地 二	平成二十七年 一月五日
株式会社や さしい手甲 府	山梨県甲府市上石 田一丁目七番十四 号	やさしい手甲 府南事業所	山梨県甲府市大里 町二千九百九十九 番地一 一階	平成二十七年 一月六日

●指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三
 条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定
 により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横内 正明
 一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町黒桂字大瀬楽野前六五四	望月憲芳、望月光子
南巨摩郡早川町奈良田字縁真黒一〇六三の七一	荒居一之助
南巨摩郡早川町千須和字日形山九六五	水野忠文
南巨摩郡早川町早川字古次古一八八九の一	早川一誠
南巨摩郡早川町千須和字切川九五〇の一	長谷川幸正
南巨摩郡早川町千須和字日形山九六三、九六四	長谷川隆野
南巨摩郡早川町小縄字沢奥八四九	望月綾子
南巨摩郡早川町黒桂字大瀬楽野前六五五	望月信雄

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十六年十二月二十五日農林水産省告示第二千七百七十五号
- 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九條の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年二月十二日
山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町鯉沢字鬼島五一九〇	依田増一
南巨摩郡富士川町鹿島字姥之沢六三六	保坂孝
南巨摩郡富士川町鹿島字姥之沢六五八	円應寺檀家総代 齊藤光
南巨摩郡富士川町鯉沢字鬼島五二〇五	依田和幸
南巨摩郡富士川町長知沢字寺沢五五六の一	樋口庄一郎
南巨摩郡富士川町鳥屋字上ノ段一〇四一の一、一〇四一の二	長田はな
南巨摩郡富士川町十谷字成沢一四二六の乙	望月親
南巨摩郡富士川町柳川字打無八七二から八七四まで	依田文子
南巨摩郡富士川町柳川字打無八七九から八八一まで、八八三から八八五まで	依田茂男
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸三三八七二の一	前嶋弥一
南巨摩郡富士川町駅前通二丁目字沢ノ戸四〇一四の乙	深沢晴江
南巨摩郡富士川町鳥屋字中島九八の一から九八の三まで、字青島一三九の一、一三九の二	望月一

南巨摩郡富士川町鯉沢字南向六五九八、六六〇四	望月富春
南巨摩郡富士川町長知沢字日向二二七	樋口文子
南巨摩郡富士川町十谷字平ズイ三九二七、三九六六	川口誠
南巨摩郡富士川町鯉沢字林際四六一六	深澤清
南巨摩郡富士川町鯉沢字林際四九二二	山下富美男

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十六年十二月二十五日農林水産省告示第二千七百七十六号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九條の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町新倉字外向一六九五	秋山重雄
南巨摩郡早川町千須和字切川九五、九五一の乙	長谷川ヒロエ
南巨摩郡早川町小縄字沢奥八四六	望月きみ江
南巨摩郡早川町塩之上字中野一九〇九、字居平一〇四六、字奈ぎ二二一一の内一	望月絢子
南巨摩郡早川町薬袋字石塚一五八二	望月金藏
南巨摩郡早川町塩之上字火奈小一九八一、一九八二、字屋根下二四〇八	望月公雄
南巨摩郡早川町笹走字御崎六三五	望月昭治
南巨摩郡早川町塩之上字川戸尻一九〇二の一	望月正秀
南巨摩郡早川町塩之上字居平一〇四七	塩之上負債整理組合

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年一月十三日農林水産省告示第五十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三
 条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定
 により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一九一	京島永安、笠井恒明
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一一九三から一一九六まで、一一二〇三	京島永安
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一二二七の二	京島永安、斉藤一好
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一二三四、一二三五	京島永安、京島喜市
南巨摩郡早川町京ヶ島字播磨沢一二三七、一二三八、一二三九	京島永安、笠井一正
南巨摩郡早川町葉袋字石塚一五五五	佐野五三
南巨摩郡早川町初鹿島字向山一七三五	松永米藏
南巨摩郡早川町笹走字深沢八八〇の三、八八一の三	上田五郎
南巨摩郡早川町葉袋字大平一九六三	水野忠文
南巨摩郡早川町雨畑字長畑三五三の一、三五三二の一	望月かつ江

南巨摩郡早川町初鹿島字大久保八八六、塩之上字内長坂一六五三、一六五四

南巨摩郡早川町雨畑字長畑三四六二の二

南巨摩郡早川町小縄字中山八九六、八九八、八九九

南巨摩郡早川町塩之上字神坂一六五八、一六九八

南巨摩郡早川町葉袋字白狐一四八四

南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一二八二の二

南巨摩郡早川町草塩字下霞八七二の一

望月かめよ
望月トシコ
望月みや
望月喬
葉袋子安八幡社代表望月金蔵
斉藤登
小菅衛、佐野金三、佐野清、佐野清八、佐野延雄、高橋万典、高橋通正、深沢一、深沢一良、深沢新一、深沢久光、深沢正行、藤原正三、望月一精、望月栄、望月宗正、望月満智雄、望月義幸、渡辺幸來

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年一月十三日農林水産省告示第六十号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を富士川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡富士川町十谷字下ぬるで一四二〇の内一	杉山憲司、望月善四郎
南巨摩郡富士川町十谷字下ぬるで一四二一	杉山憲司
南巨摩郡富士川町鹿島字戸板柿平一〇〇、一一〇四の一、一一〇四の二、一一一四の一、十谷字トコロト三五三六、字笹戸三五五九の一	望月昭二
南巨摩郡富士川町十谷字成沢一四九三の二	依田嘉門、望月忠義
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の二、九の一〇	堀口明雄
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の三	依田興
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の五	望月一
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の六	堀口新通
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の七	堀口久作
南巨摩郡富士川町柳川字蟹谷九の八	堀口早治
南巨摩郡富士川町十谷字蟹谷沢三〇七〇、三〇八九	小林愛子、東西産業株式会社

南巨摩郡富士川町十谷字勝坂五九五から五九七まで、川口半五郎
六二一

南巨摩郡富士川町十谷字勝坂五九八、六〇一、六〇二の一
樋口佐智雄

南巨摩郡富士川町十谷字勝坂五九九
望月嘉四郎

南巨摩郡富士川町十谷字瀬戸四七六八の一、四七六八の三、四七六九の一、四七六九の三、四七六九の四、字大ブチ四七七四の一、字中音四七七五、四七七六
海野小太郎

南巨摩郡富士川町十谷字赤沢四二八九（次の図に示す部分に限る。）
四二八九の内一、字小塚四〇六三、四〇六三の二、四〇六四、四〇六四の二、字瀬戸四七六七の一、四七六七の三、字清水沢一九五五、字嵐八三六
望月紀子、望月正二

南巨摩郡富士川町十谷字赤沢四一三三（次の図に示す部分に限る。）
川口昭司

南巨摩郡富士川町十谷字赤沢四二八七
樋口政教

南巨摩郡富士川町十谷字大崩一七二三
望月富義

南巨摩郡富士川町柳川字長見山四の二
堀口武夫

南巨摩郡富士川町柳川字長見山八の一
堀口静香

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士川町（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の告示

平成二十七年一月十三日農林水産省告示第六十二号

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	宮島 雅展	甲府市寿町二〇番五号	平成二十七年二月一日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（笛吹川左岸地区八代北工区）の換地処分を平成二十七年二月四日実施した。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（一宮北部地区南野呂第二一工区）の換地処分を平成二十七年二月四日実施した。

平成二十七年二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

その他

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年二月十二日

山梨県収用委員会

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町福土字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類別表のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年二月四日

(別 表1)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に關して所有権以外の権利を有する關係人	備考				
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名及び住所		権利の種類			
		公簿	現況	公簿	実測								
山梨県南巨摩郡身延町昔金宇天神墓	4288 番	原野	山林	92	2706.03	125.55	41.15	鈴木元吉 ただし、同人は昭和48年5月23日死亡。 法定相続人は次のとおり。			収用及び使用しようとする土地は別図のとおり (別図略)		
								氏名及び住所					
								持分 360 分の 13	鈴木誠	東京都中野区新井5丁目5番10-1101号			
								持分 360 分の 13	鈴木智	東京都中野区白鷺2丁目19番7号			
								持分 120 分の 13	鈴木光代	東京都中野区新井4丁目17番3号			
								持分 360 分の 13	鈴木良則	東京都あきる野市野辺456番地8			
								持分 360 分の 13	鈴木博子	東京都中野区新井4丁目17番3号			
								持分 360 分の 13	鈴木広行	東京都中野区新井4丁目17番3号			
								持分 120 分の 13	鈴木あき	埼玉県さいたま市桜区染和5丁目4番12号 ハイッツ河野101号			
								持分 360 分の 13	鈴木一吉	東京都新宿区中落合4丁目26番16号 桂荘11			
								持分 360 分の 13	鈴木広道	埼玉県上尾市大字堤崎33番地6			
								持分 360 分の 13	鈴木美恵子	埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家111番地2 エターナル片町403			
								持分 30 分の 2	山崎清美	東京都渋谷区西原3丁目49番19号 パークフロント大山101			
持分 30 分の 2	山本幸	東京都新宿区筑土八幡町6番3号											
持分 60 分の 13	赤池英輝	静岡県富士宮市栗倉14110番地の5											

(別 表2)

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に關して所有権以外の権利を有する關係人	権利の種類	備考			
所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名及び住所	氏名及び住所	権利の種類			
		公簿	現況	公簿	実測								
山梨県南巨摩郡身延町帯金宇天神蔓	4289番	原野	山林	462	843.78	439.40	40.64 内訳 (23.39) (17.25)	鈴木元吉 ただし、山梨県南巨摩郡身延町帯金宇天神蔓4289番の登記事項証明書上の氏名は鈴木元吉。 ただし、同人は昭和48年5月23日死亡。 法定相続人は次のとおり。	鈴木元吉	なし	なし	収用及び使用しようとする土地は別図のとおり (別図略)	
								鈴木幸子 東京都中野区新井4丁目17番3号	鈴木幸子	なし		持分 120分の13	
								速水みゆき 兵庫県神戸市垂水区塩屋台2丁目8番20号	速水みゆき	なし		持分 360分の13	
								鈴木誠 東京都中野区新井5丁目5番10-1101号	鈴木誠	なし		持分 360分の13	
								鈴木智 東京都中野区白鷺2丁目19番7号	鈴木智	なし		持分 360分の13	
								鈴木光代 東京都中野区新井4丁目17番3号	鈴木光代	なし		持分 120分の13	
								鈴木良則 東京都あきる野市野辺456番地8	鈴木良則	なし		持分 360分の13	
								鈴木博子 東京都中野区新井4丁目17番3号	鈴木博子	なし		持分 360分の13	
								鈴木広行 東京都中野区新井4丁目17番3号	鈴木博子	なし		持分 360分の13	
								鈴木あき 埼玉県さいたま市桜区栄和5丁目4番12号 ハイッソ河野101号	鈴木あき	なし		持分 120分の13	
								鈴木一吉 東京都新宿区中落合4丁目26番16号 桂荘11	鈴木一吉	なし		持分 360分の13	
								鈴木広道 埼玉県上尾市大字堤崎33番地6	鈴木一吉	なし		持分 360分の13	
								鈴木美恵子 埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家111番地2 エターナル片町403	鈴木美恵子	なし		持分 360分の13	
								山崎清美 東京都渋谷区西原3丁目49番19号 パークフロント大山101	山崎清美	なし		持分 30分の2	
								山本幸 東京都新宿区筑土八幡町6番3号	山本幸	なし		持分 30分の2	
								赤池英輝 静岡県富士宮市栗倉1410番地の5	赤池英輝	なし		持分 60分の13	

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年二月十二日

山梨県収用委員会

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町福土字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類別表のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年二月四日

(別表)

裁決手続開始を決定した土地					土地所有者	土地に関して所有権以外の権利を有する関係人	権利の種類	備考		
所在地	地番	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	氏名及び住所	氏名及び住所	権利の種類			
		公簿	実測							
山梨県 南巨摩郡 身延町 一色 字和田	5384番	山林	雑種地	69	100.92	100.16	持分6800分の17 笠井百枝 東京都中野区上鷲宮5丁目21番37号 ただし、登記事項証明書上の住所は 東京都中野区上鷲宮五丁目21番37号	なし	なし	収用しようとする土地は別図のとおりに (別図略)
							持分6800分の17 神たみ子 東京都板橋区上板橋二丁目44番1-404号 ただし、登記事項証明書上の住所は 東京都板橋区板橋二丁目44番地1-404号	なし	なし	
							持分1600分の1 内藤善一 住所不明 ただし、平成24年3月30日職権消除された 住民票上の住所は 山梨県大月市御太刀一丁目5番16号 平井方 また、登記事項証明書上の住所は 山梨県大月市御太刀一丁目5番16号 平井方	なし	なし	
							持分20563200分の20447532 国土交通省 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	なし	なし	

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十七年二月十二日

山梨県収用委員会

一 起業者の名称

中日本高速道路株式会社

二 事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（六郷インターチェンジ（仮称）から増穂インターチェンジまで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類別表のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年二月四日

(別表)

裁決手続開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		備考		
所在	地番	地目		地積 (m ²)	実測	収用しようとする土地の面積 (m ²)	氏名及び住所				
		公簿	現況				公簿	実測	氏名及び住所	権利の種類	
山梨県 西八代郡 市川三郷 町岩間字 一ノ坪	144 番1	田	原野	269	268.78	268.78	不明 ただし、登記名義人志村静雄の法定相続人である次の全員又は一部の者	志村 静子 山梨県甲府市湯田1丁目12番6号 渡邊 哲子 山梨県甲府市德行5丁目12番55号 東 文子 東京都新宿区下落合2丁目2番2-1308号 都筑 恒子 東京都練馬区富士見台2丁目29番28号 田部 俊子 埼玉県越谷市蒲生寿町2番10号 ザイナルスーゾ南越谷A-208 志村 隆彦 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町二丁目11番2号 志村 博子 東京都練馬区富士見台1丁目8番18-101号 能村 博子 富士見台パークホームズ 志村 光彦 東京都練馬区富士見台4丁目27番2号 志村 邦比古 東京都中野区上鷲宮5丁目14番2号 田中 江都子 山梨県水見市柳田978番地1 シーサイドアパルメント3-401号 志村 則明 埼玉県越谷市大字南荻島3531番地3 ラ・シヤンゾアル105号 志村 信治 埼玉県草加市栄町2丁目7番38号 カーサペクレーニア101号 志村 藍 山梨県甲府市下石田2丁目3番19号 パークサイド201 志村 優斗 山梨県甲府市下石田2丁目3番19号 パークサイド201号	なし	なし	収用しようとする土地は別図のとおり(別図略)